

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十四号

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則（平成二十四年広島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（専門課程の訓練基準） 第五条（略） 一・二（略） 三 訓練の実施方法 法第十五条の七第一項第二号に規定する職業能力開発短期大学校において適切な方法により行うものほか、通信の方法により行うことができる（通信制の訓練を除く。）。ただし、通信の方法による場合は、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を適切に行うものとする。 四一九（略）</p>	<p>（専門課程の訓練基準） 第五条（略） 一・二（略） 三一九（略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則の規定は、令和二年九月一日から適用する。